

○あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

平成24年2月27日

告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録した者に対し通知する制度(以下「本人通知制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定により交付する住民票(消除されたものを含む。)の写し、住民票(消除されたものを含む。)に記載された事項に関する証明書又は戸籍の附票(消除されたものを含む。)の写し
- (2) 戸籍法の規定により交付する戸籍(除かれたものを含む。)の謄本若しくは抄本又は戸籍(除かれたものを含む。)に記載された事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により前項第1号に掲げる物の交付を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により前項第1号に掲げる物が必要である旨の申出をする者又はその代理人
- (3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により前項第2号に掲げる物の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2(第2項を除く。以下同じ。)又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により前項第2号に掲げる物の交付を請求する者又はその代理人

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市に備える住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者(消除された住民票に記録され、又は消除された戸籍の附票に記録されている者を含む。)
- (2) 戸籍法の規定により本市に備える戸籍(除かれたものを含む。)に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申込み)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者は、あらかじめあま市本人通知制度登録申込書(様式第1号)により、市長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の規定により申込みをする者(以下「申込者」という。)は、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(申込者の写真が貼付されたものに限る。)その他の書類であって申込者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類(以下「本人確認書類」という。)を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人により行おうとするときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備える公簿等の記載により当該事実が判明するときは、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状及び当該代理人に委任をした者に係る本人確認書類。ただし、本人確認書類にあつては、写しによることができる。

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

(登録等)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、あま市本人通知制度登録者名簿(様式第2号)に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録した者(以下「登録者」という。)であることが容易に分かるようにするため必要な措置を講じるものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録者は、氏名、住所その他事前登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、あま市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項まで及び前条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

(登録者への通知)

第7条 市長は、第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、あま市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により当該登録者にその旨を通知するものとする。

(証明書の交付申請)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、当該住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書(様式第5号)に前条の通知書を添えて市長に申請しなければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

(証明書の交付等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、次に掲げる事項を記載したあま市住民票の写し等交付事実証明書(様式第6号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 当該申請した者の代理人に住民票の写し等を交付した場合にあっては、その当該代理人の氏名及び住所

2 前項の証明書の交付に係る手数料については、あま市手数料条例(平成22年あま市条例第65号)の定めるところによる。

(登録の廃止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

(1) 第6条第1項の規定による登録の廃止の届出があったとき。

(2) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4) その他市長が必要があると認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行す